



日本黒鉛グループ

CSR調達ガイドライン

第三版

2025年1月28日

日本黒鉛工業株式会社

目次

1 はじめに	P3
2 CSR基本方針・CSR活動方針	P4
3 事業活動を通してより良い社会への貢献	P5
4 環境保全活動の推進	P5
5 法令やルールの遵守	P6
6 人権や職場環境への配慮	P7
7 社会との調和	P9
8 情報セキュリティ	P9
9 CSR調達ガイドラインの運用について	P9
改訂履歴	P11
添付資料1：「CSR調達に関する同意書」	

1, はじめに

日本黒鉛グループは、社会的責任を自覚し事業活動を通じてより良い社会、環境づくりに貢献したいと考えています。

その実現のために「CSR基本方針」を制定し、「CSR活動方針」に基づき、それぞれの活動を実践しています。しかしながら、企業の事業活動に対する社会や市場からの要請は自社の活動だけではなく、サプライチェーン全体での活動の実践にまで広がりを見せています。

日本黒鉛グループでは製品及びサービスを直接または間接的にご提供頂く取引先様と共に社会の持続可能な発展に貢献できるよう遵守すべき事項として、「日本黒鉛グループCSR調達ガイドライン」を定めました。

本ガイドラインをご参考にして頂き、お取引先様におかれましても、より一層CSR活動を推進して頂けますようお願い致します。

また、お取引先様の調達取引先につきましても、同様に本項目の取り組み要請をお願い致します。

日本黒鉛グループ
日本黒鉛工業株式会社
取締役 総務部長

畠山 徹

2. CSR基本方針・CSR活動方針

CSR基本方針

当社は、社是である「和と前進」「人の和無くして企業の発展なし、企業の発展無くして人の和なし」をCSRの原点とし、「モノづくりを通じて、人々の幸福と豊かな社会づくりに貢献する」という使命に於いて、社会の持続可能な発展に貢献できるよう取り組んでまいります。

CSR活動方針

1 事業活動を通してより良い社会への貢献

継続的な研究開発と品質管理により、安全で高品質な製品、サービスを提供します。

2 環境保全活動の推進

「豊かな自然を次世代へ」を掲げ、積極的な環境保全活動の取組を推進します。

3 法令やルールへの遵守

法令はもとより社会的ルール、社内規定を遵守し、公正かつ適正な事業活動の遂行に努めます。

4 人権や職場環境への配慮

労働関係法令を遵守し、人権を尊重するとともに、安全・衛生に配慮した職場環境を整えます。

5 社会との調和

地域・社会との良好なコミュニケーションを維持し、共存繁栄を図ります。

2016年11月
日本黒鉛工業株式会社
日本黒鉛商事株式会社
代表取締役社長 渡邊頼光

3. 事業活動を通してより良い社会への貢献

3 -1 製品安全性の確保

各国・地域の法令等を遵守し、日本黒鉛グループが求める仕様と安全基準を満足する製品の製造を御願います。また、十分な製品安全性を確保できる設計を行い製造者としての責任を考慮御願います。

3 -2 優れた製品及びサービスの提供

日本黒鉛グループが満足する製品及びサービスを市場競争力のある価格、且つ納期を遵守して頂き安定的な供給を御願います。

3 -3 技術力の向上

継続的な技術の向上、新技術と新資材の開発、更にVA提案等の積極的な推進を御願います。

3 -4 品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムを構築・運用して頂き、提供する製品・サービスについて、継続的改善を御願います。

4. 環境保全活動の推進

4 -1 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムを構築・運用して頂き、環境保護・保全について継続的な改善を御願います。

4 -2 地球環境への配慮

日本黒鉛グループは、豊かな自然環境に恵まれた母なる琵琶湖を背景に控えているなか、地球環境の保護が人類共通の重要課題のひとつと位置づけ「環境との調和」を基本理念とし、「豊かな自然を次世代へ」を掲げ、積極的な環境保護活動の取組みを推進します。

お取引先様にもご理解頂き、地球環境視野に立った環境保護活動を着実に推進して頂くように御願います。

4 -3 資源・エネルギーの有効活用

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定して頂き、継続的に資源やエネルギーの有効活用を図るようお願いします。

4 -4 温室効果ガスの排出量削減及び削減量の把握

温室効果ガス排出量および削減量の把握に努めるようお願いします。

自社での生産時や輸送時はもとより、お取引先様含む全体で発生するCO₂などの温室効果ガス排出量の削減に取り組んで下さい。

4 -5 環境負荷物質の管理・削減

製品に含有する化学物質の適正な管理を御願います。

また、製造工程に於いても各国・地域の法令等を遵守し、指定された化学物質を適正に管理するようお願いします。

日本黒鉛グループが定める化学物質の管理基準については『環境負荷物質管理規定』添付2「別表2 物品への使用・含有禁止物質リスト」NK-18
添付3「別表3 物品への使用・含有回避物質リスト」NK-19
を参照下さい。

4 -6 生態系への配慮

生産・物流・施設の新設、増設の際は、生態系への影響を最小限にするよう考慮し、自然保護・保全活動に取り組むようお願いします。

5, 法令やルールの遵守

5 -1 法令・社会規範の遵守

各国・地域の関連法令(独禁法、商法、外為法、下請法、個人情報保護法、知的財産権法など)・社会規範の遵守をお願いします。

5 -2 反社会的勢力の排除

経営層から従業員に至るまで各位が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として関係を遮断し、排除しなければなりません。
お取引先様にもこれを御理解いただき、同様にご対応頂けますようお願いします。

5 -3 紛争鉱物の不使用

コンゴ民主共和国および周辺諸国で採掘され、且つ人権侵害や環境破壊、非人道的な武力行為に関わる組織の資金源となっている紛争鉱物(錫・タンタル・タングステン・金、コバルト、マイカ)について、社会的責任の観点から日本黒鉛グループは使用しない方針となっています。

こうした紛争鉱物については、日本黒鉛グループに納入する材料・製品に使用しないようお願いします。

万一、使用が確認または可能性がある場合は、代替え材料へ切り替えるなどの対応をお願いします。

5 -4 情報公開

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、利害関係者に対して積極的に事業活動内容、財務状況、業績、リスク情報(災害による被害、法令違反など)など顧客への報告に限らず、情報提供・開示をお願い致します。

6, 人権や職場環境への配慮

6 -1 人権の尊重

あらゆる人の人権を尊重し、すべての従業員に対して「セクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)・パワーハラスメント(威圧的行為・暴言による嫌がらせ)などの過酷で非人道的な扱いを行わないようお願いします。

6 -2 差別の禁止

求人、雇用に於ける場面「採用・雇用・昇進・報酬・解雇・定年退職・業務付与・研修受講等の機会・処遇など」に於いて、人権、民族、国籍、出身地域、年齢、性別、宗教、障害有無、その他を理由とした差別を無くし、機会均等と処遇に於ける公平の実現に努めるようお願いします。

6 -3 児童労働の禁止

各国・地域の法令で定められた最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用しないようお願いします。

6 -4 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思に於いて雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせないようにお願いします。

強制的な労働とは

- ・ 本人の意思に反して就労させる
- ・ 借金などの返済のために離職の自由を制限させる
- ・ 自由な離職の権利が無い
- ・ 人身売買の結果として行われる奴隷労働
- ・ 身分証明書、パスポート、労働許可証の雇用者への預託を義務付ける行為

6 -5 適切な賃金

各国・地域の法令を遵守し、法定最低賃金、超過勤務、法定給付等の賃金関連法を遵守すると共に、不当な賃金減額を行わないようにお願いします。

6 -6 労働時間の管理

各国・地域の法令を遵守し、従業員の労働時間(超過勤務含む)・休日・年次有給休暇の付与、その他について適切に管理するようにお願いします。

6 -7 従業員の団結権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段として、従業員の団結権を尊重するようにお願いします。

従業員が報復、脅迫、嫌がらせを受けることなく、自由に結社する権利、労働組合に加入する自由などに配慮するようにお願いします。

6 -8 安全で働きやすい職場環境

各国・地域の法令を遵守し、職場の安全・職場の衛生・従業員の健康管理・身体的負担の掛かる作業への配慮など、働きやすい職場環境をつくるようにお願いします。

6 -9 労働安全衛生組織の構築

職場の労働安全衛生に関して、法定のもしくは法律で定めのない場合は、適切な人数の有資格者(衛生管理者等)を配置し、継続的な改善を図ることのできる安全衛生組織を構築・運用するようにお願いします。

7, 社会との調和

7 -1 地域社会への貢献

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行い、社会的課題の解決に向けた事業活動や社会的貢献活動に努めるようお願いします。

8, 情報セキュリティ

8 -1 機密情報の流出防止の徹底

顧客・第三者から受領した機密情報及び自社従業員の個人情報、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、適切に管理・保護するようにお願いします。

8 -2 コンピューターネットワーク上の脅威に対する防御

コンピューターネットワークへの攻撃などの脅威に対する防御策を実施し、顧客情報・機密情報の流出、他社へのPC攻撃による業務停滞などの重大な損失を招かないよう対応をお願いします。

9, CSR調達ガイドラインの運用について

9 -1 本ガイドラインを日本黒鉛グループとのコミュニケーションのツールとして活用して頂き日本黒鉛グループのCSR調達活動の考え方及び取り組み姿勢のご理解をお願いします。

9 -2 本ガイドラインに対するお取引先様への定期的な調査または関係書類の提出をお願いします場合があります。ご協力の程、宜しくお願いします。

9 -3 CSR実施調査等の結果、改善のご検討をお願いする場合がございますが、その場合には出来るだけ速やかなご対応をお願いします。

9 -4 お取引先様におかれましても本ガイドラインの趣旨を展開して頂き、活動の普及に努めて頂けますようお願いいたします。

9 -5 社会の環境はめまぐるしく変化していくことが予測されます。本ガイドラインは適宜見直し、改訂を実施していきますので、ご理解をお願い致します。

【改訂履歴】

項目	年月日	内容	承認	確認	作成
新規	2018年6月18日	初版(新規)発行	畠山	川端	長田
第二版	2019年2月1日	改訂(情報公開、情報セキュリティ追記)	畠山	川端	長田
—	2021年9月30日	見直しの結果、改訂無し	—	—	—
—	2023年9月30日	見直しの結果、改訂無し	—	—	—
第三版	2025年1月28日	4-5環境負荷物質の管理・削減 添付2、3のリストより後の兼報告書を削除。 5-3 紛争鉱物の不使用 紛争鉱物にコバルト、マイカを追加。	畠山	長田	山本

CSR調達に関する同意書

(以下「弊社」と称する)は、貴社のCSR調達ガイドラインへの取り組みに賛同し、以下を同意しますことを表明し証明致します。

- 1 「日本黒鉛グループ CSR調達ガイドライン」(2025年1月 第三版)の内容を理解しそれらを遵守致します。
- 2 弊社サプライチェーンに於いて、少なくとも第1次サプライヤーに対して、CSR調達ガイドラインの遵守を要請し、その履行状況を定期的に確認致します。
- 3 貴社より、本同意書の履行状況の提出を求められた場合、サプライチェーン含め貴社に報告致します。また、内部監査、第三者機関の監査などにより確認し、継続的に改善を推進致します。
- 4 貴社より、本同意書の履行状況を確認するために、必要に応じて立入り監査を実施する場合があります。ご協力の程、お願い致します。
- 5 弊社は、本同意書に違反した場合またはその虞がある場合、速やかに貴社に通知するとともに、違反状態の是正のために貴社と協議の上、速やかに必要な措置を取ります。

以上

年 月 日

社名

部署名：役職

氏名 印